皇室事項

歌会始の儀

一月十三日午前十時三十分、宮中において、歌会始の儀を行われた。

御製、御歌、皇族の詠進歌、召人及び選者の詠進歌並びに選歌は、次のとおりである。

御製

邯鄲の鳴く音聞かむと那須の野に集ひし夜をなつかしみ思ふ

皇后宮御歌

土筆摘み野蒜を引きてさながらに野にあるごとくここに住み来し

岩かげにしたたり落つる山の水大河となりて野を流れゆく

那須の野を親子三人で歩みつつ吾子に教ふる秋の花の名

山腹の野に放たれし野鶏らは新たな暮らしを求め飛び行く

霧の立つ野辺山のあさ高原の野菜畑に人ら勤しむ

野間馬の小さき姿愛らしく蜜柑運びし歴史を思ふ

春の野にしろつめ草を摘みながら友と作りし花の冠

野を越えて山道のぼり見はるかす那須野ヶ原に霞たなびく

葦茂る野に咲きのぼる沢桔梗冴えたる碧に今年も逢へり

書くためにすべての資料揃ふるが慣ひとなりしきまじめ野郎

さざなみの関東平野よみがへり水張田を風わたりゆくなり

野に折りて挿されし花よ吾亦紅あの頃われの待たれてありき

月夜野の工房に立ちひとの吹くびーどろはいま炎にほかならず

放たれて朝遥けき野を駆けるふるさと持たぬわが内の馬

選　歌（詠進者生年月日順）

如月の日はかげりつつ吹雪く野に山中和紙の楮をさらす　東京都　上田　国博

歩みゆく秋日ゆたけき武蔵野に浅黄斑蝶の旅を見送る　長野県　小松美佐子

宇宙より帰る人待つ広野には引力といふ地球のちから　千葉県　齋藤　和子

筆先に小さな春をひそませてふつくら画く里の野山を　東京都　平田　恭信

父が十野菜の名前言へるまで医師はカルテを書く手とめたり　東京都　西出　和代

積み上げし瓦礫の丘に草むして一雨ごとに野に還りゆく　宮城県　角田　正雄

友の手をとりてマニキュア塗る時に越後平野に降る雪静か　新潟県　山本英吏子

野原ならまつすぐ走つてゆけるのに満員電車で見つけた背中　東京都　鴨下　彩

夏野菜今しか出せない色がある僕には出せない茄子の紫　新潟県　杉本陽香里

御答信

天皇陛下から平成二十八年六月二十四日モザンビーク国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年七月二十五日御答信があった。

天皇陛下から平成二十八年七月八日モンゴル国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年八月二十五日御答信があった。

天皇陛下から平成二十八年五月十日チリ国大統領閣下へ発せられた御弔電に対し、同年九月二十日御答信があった。

天皇陛下から平成二十八年八月一日アイスランド国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年九月二十一日御答信があった。

天皇陛下から平成二十八年九月二日サンマリノ国執政閣下へ発せられた御祝電に対し、同月二十八日御答信があった。

天皇陛下から平成二十八年八月二十四日ウルグアイ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年十月四日御答信があった。

天皇陛下から平成二十八年八月二十六日モルドバ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年十月二十六日御答信があった。

天皇陛下から平成二十八年九月二十日マルタ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年十月二十七日御答信があった。

天皇陛下から平成二十八年七月二十七日ペルー国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年十一月四日御答信があった。

天皇陛下から平成二十八年九月二十日アルメニア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年十一月九日御答信があった。

天皇陛下から平成二十八年十月十一日スペイン国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、同年十一月十六日御答信があった。

天皇陛下から平成二十八年十一月八日カンボジア国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、同月十七日御答信があった。

御答電

天皇陛下から平成二十八年七月十四日ブルネイ国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、同年八月四日御答電があった。

天皇陛下から平成二十八年七月二十二日エジプト国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年八月五日御答電があった。

天皇陛下から平成二十八年七月二十五日モルディブ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年八月三十一日御答電があった。

天皇陛下から平成二十八年九月一日ベトナム国主席閣下へ発せられた御祝電に対し、同月十二日御答電があった。

天皇陛下から平成二十八年六月九日ポルトガル国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年九月二十八日御答電があった。

天皇陛下から平成二十八年九月三十日クウェート国首長殿下へ発せられた御祝電に対し、同年十月六日御答電があった。

天皇陛下から平成二十八年九月二十一日サウジアラビア国二聖モスクの守護者国王へ発せられた御祝電に対し、同年十月十七日御答電があった。

天皇陛下から平成二十八年十月二十八日トルコ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年十一月十七日御答電があった。

天皇陛下から平成二十八年十月二十四日タイ国皇太子殿下へ発せられた御弔電に対し、同年十二月六日御答電があった。